

空家バンクの設置について

1 設置に向けた考え方

平塚市空家等対策計画（以下「計画」といいます。）に掲げる4つの基本施策のうち、「基本施策Ⅳ 空家等の利活用の促進」において、「空家バンク創設の検討」を取組施策に位置付けていることから、「平塚市空家バンク」（以下「空家バンク」といいます。）の設置を今年度の利活用施策における中心に位置付けて検討を進めます。

2 事業の目的

空家等の利活用をとおして、定住促進や地域の活性化を図るため実施するものです。

3 設置に向けた基本的な考え方

（1）対象

戸建て住宅の売買及び賃貸を基本とします。これは事業の目的が主に住宅としての需要に対応するものであること、また、計画で対象とする空家等のうち、全室空き室となっている賃貸用住宅については、基本的に管理者等（不動産事業者）がいるものと考えられるためです。

（2）事業者との連携

不動産関連2団体（神奈川県宅地建物取引業協会湘南中支部、全日本不動産協会神奈川県本部西湘支部）に御協力いただき、今年度締結いたしました「空家等対策における連携及び協力に関する協定書」（別紙1）により、空家バンクでの連携を進める予定です。今後、2団体とさらに必要な調整を行います。

（3）実施要綱による制度設計

次の内容について定めます。

- ・実施目的（計画上の位置付け含む）と用語の定義
- ・物件の登録申込み・利活用希望申込みの流れ
- ・市と連携団体の対応
- ・個人情報の取扱い
- ・各種様式類（所有者関連様式・利活用希望者関連様式）

（4）周知期間

運用開始に向け、利活用可能な物件の掲載が必要となるため、周知期間を設けて掲載案件を募ります。現在把握している空家等の所有者等への働きかけも行う予定です。

4 空家バンク基本フロー

別紙2のとおり

5 設置スケジュール

平成30年10月 空家バンクの設置（～31年2月頃までを周知期間とします。）

平成31年2月頃 本運用開始